

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (安楽田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月17日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の高齢化(90代1名、80代5名、70代7名、60代3名、40代3名)が進み、毎年離農者が出ている状況である。認定農業者を中心に少ない農業者で地域の農地を守っているが、農地の受入れが難しくなりつつあり、畔草刈りに係る労力負担や農業機械更新による負担も離農者の一因となり、数年後には遊休農地の増加が懸念される。地域の農地はほ場整備された農地が多いが、山際は水の便が悪く獣害被害も多く、居住区域内には未整備田も多い。そのほか、多面的機能支払交付金を活用して、遊休農地の発生防止や農家を中心とした農地周辺の草刈りを実施するとともに、順次施設の補修を進めている。

【集落の基礎データ】

- ・農家軒数 21軒 うち認定農家2名
- ・主な作物 水稲、黒大豆、トマト(ハウス栽培)、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲・黒大豆を中心に作付けを進めるが、農業所得を増やすため地域で取り組める新たな作物や栽培方法を引き続き検討しながら、酒米や黒大豆の栽培方法をさらに確立するため地域内で指導者を育成していく。また、地域内の農地は地域内で守るとのことから、集積・集約化を基本としつつ地域の農業を守る者を中心に話し合い農地利用を進める。あわせて農地所有者の理解を得つつ、効率化のための畦畔撤去や、集約化に向けた再配分を進め団地面積の拡大を図る。後継者育成については、担い手を中心となり集落内の若年者に対して営農相談等を行い、新規参入希望者があれば、農会が協力して農業参入できるよう調整を行う。あわせてこれまでから実施している集落全員で年2回草刈り作業と水路掃除を実施し、省力化のためスマート農業の導入や、農業者以外の農地所有者や新たな人材による草刈り作業の推進し、地域全体で農地を守る体制を整えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・40代と60代を中心に農地利用を進めているが、農地所有者の理解を得て再配分も含めた農地の集積・集約化をさらに進め団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・可能な限り農地中間管理機構を活用し、農業を担う者を中心に農地利用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払を活用して、適宜水路やゲートの修繕を実施していく。また農作業の効率化のため畦畔撤去について農地所有者に理解を求める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手が中心となり集落内の若年者に対して営農相談等を行い後継者を育成する。また新規参入希望者があれば、農会が協力して参入できるよう調整を行う。 ・地域の特産物である酒米や黒大豆の栽培方法をさらに確立するため地域内で指導者を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JAみのりによるヘリ・ドローン防除

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑦集落全体で年2回草刈り作業を実施する。畔草刈りについて、担い手の負担が大きいため、可能な範囲で地主にも草刈りをしてもらうとともに作業をしてくれる人材確保を地域として進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。